

赤い羽根募金 奈良県ぴ〜すぺ〜すプロジェクト参加申請にかかる審査基準

社会福祉法人 奈良県共同募金会

赤い羽根募金 奈良県ぴ〜すぺ〜すプロジェクト参加申請にかかる審査については、「社会福祉法人奈良県共同募金会共同募金助成要綱（以下、「要綱」という。）及び「赤い羽根募金 奈良県ぴ〜すぺ〜すプロジェクト実施要領」によるほか、本審査基準の定めるところによる。

1. 要綱第3条助成対象事業の欠格要件(3)「事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業」に該当する具体的基準は以下のとおりとする。

- ① 参加申請前年度の決算書(財務諸表等)[*注1]の当期末支払資金残高[*注2]から参加申請年度
の予算における年間事業活動費の3か月分を差し引いた額が助成対象事業費総額より高い場合。

[*注1]各団体の財務諸表に該当する項目に読み替える。

[*注2]当期末支払資金残高は流動資産と流動負債の差額（貯蔵品以外の棚卸資産、1年以内返済
予定長期借入金等、引当金を除く）、すなわち、正味運転資金のことをいう。

なお、上記の算定にあたって、当期末支払資金残高のうち、参加申請年度以後、計画的に支出する
臨時的経費が含まれている場合は、所定の理由書により当該支出額及び使途を明確にすること。

(別紙)

審査基準にかかる理由書

令和 年 月 日

法人・団体名:

代表者名:

	金額(円)
当期末支払資金残高(繰越金※) ※参加申請年度の決算書(財務諸表等)から記載	

○当期末支払資金残高(繰越金)の使いみち(参加申請年度以後の資金計画を記入)

	金額(円)	使途(実施内容)
令和6年度		
令和7年度		
令和8年度		
令和9年度以降		

助成決定となった場合、各年度の決算書(財務諸表等)の提出が必要です。